２７

|  |  |
| --- | --- |
| ９：[言　語] | これより前の項目の評価を行っている間に言語に関する多くの情報が得られている。**絵カード**の中で起こっていることを尋ね、**呼称カード**の中の物品名を言わせ、**文章カード**を読ませる。言語理解はここでの反応およびこれ以前の評価時の命令に対する反応から判断する。もし、視覚障害によってこの検査ができないときは、手の中に置かれた物品の同定、復唱、発話を命ずる。挿管されている患者は書字するようにする。混迷や非協力的患者でも評価をし、昏睡患者、患者が完全に無言か1段階命令にまったく応じない場合は3点とする。0：正常1：明らかな流暢性・理解力の障害はあるが、表出された思考、表出の形に重大な制限を受けていない。しかし、発語や理解の障害のために与えられた材料に関する会話が困難か不能である。患者の反応から答えを同定することが可能2：コミュニケーションは全て断片的な表出からなり、検者に多くの決めつけ、聞き直し、推測が必要。交換される情報の範囲は限定的で、コミュニケーションに困難を感じる。患者の反応から答えを同定することが不可能3：有効な発語や聴覚理解は全く認められない |
| １０：[構音障害] | もし患者が失語症でなかったら、前出のカード音読や単語の復唱をさせることから適切な発話の例を得なければならない。もし患者が失語症なら、自発語の構音の明瞭さを評価する。挿管、発話を妨げる他の身体的障壁があるときは9点とする。検者は9点とつけた理由を明記しておく。患者にこの項目の評価の理由を告げてはならない。0：正常1：少なくともいくつかの単語で構音が異常で、悪くとも何らかの困難は伴うものの理解し得る2：構音異常が強く、検者が理解不能である9：挿管、身体的障壁（合計には加えない） |
| １１：[消去現象と無視] | これより前の項目を評価している間に無視を評価するための充分な情報を得られている。もし2点同時刺激を行うことを妨げる様な**重篤な視覚異常がある場合、体性感覚による2点同時刺激で正常**なら評価は正常とする。失語があっても両側に注意を向けているようにみえるとき、評価は正常とする。**視空間無視や病態失認の存在は無視**の証拠としてよい。無視は存在したときのみありと評価されるので、評価不能はありえない。0：正常　1：視覚、触覚、聴覚、視空間、あるいは自己身体に対する不注意。1つの感覚様式で2点同時刺激に対する消去現象2：重度の半側不注意あるいは2つ以上の感覚様式に対する消去現象。一方の手を認識しない、または空間の一側にしか注意を向けない |

２８